NO.	回答時期	サービス 種別	項目	質問内容	回 答 内 容
1	2009年1月	短期入所 共通	と短期入所 サービスの同	通所リハ利用者の家族がインフルエンザにかかった	両サービスとも算定可能です。 平成12年4月28日・厚生省老人保健福祉局老人保健課通知で、上記内容について算定可能である説明がありますのでご確認ください。なお、通知にもあるとおり、特に事情がないにも関わらず、機械的にケアプランに組み込むのは不適切であると考えられます。そのため、算定可能となるケースは上記内容のように特段の事情があったり、緊急の場合に限ると考えられます。
2	2010年3月	短期入所共通	同日中の別 事業所での 利用	同日中の別事業所での短期入所利用について ①ショートステイ利用において、部屋の空き状態の事情により午前に退所し、同日の午後から他事業所のショートステイを利用する場合、同日中の双方の利用分は算定可能か。 ②1の場合、ショートステイ間を移動する際に、訪問介護による通院等のための乗車又は降車の介助は算定可能か。	「短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等した日及び
3	2010年4月	V2T \A1\A1	通所サービス と短期入所 サービスの同 日利用	通所サービスを利用した同日に短期入所サービスを 利用する場合、算定可能か。	平成12年4月28日 介護報酬等に係るQ&Aにおいて、算定可能と示されています。 ただし、入所(入院)前に通所サービスを理由もなく組み込むといった計画は適正ではありません。
4	2010年6月	短期入所 共通	短期入所の 利用日数	短期入所サービスの利用日数の制限はあるか。	①連続して30日を超えて算定することはできない ②要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。ただし、②については、「利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き」とありますので、必要と認められる場合は計画に位置付けることは可能です。その場合、居宅サービス計画に、目安を超えてサービスの利用が必要な理由を明示しておいてください。

NO	. 回答時期	サービス 種別	項目	質問内容	回答内容
5	2010年11月	短期入所共通	短期入所の 利用日数	ては、特に必要と認められる場合のみとされているが、この判断について基準等はあるか。	ショートステイの有効期間半数超過の利用についての可能要件等は「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に記載されている「利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合」とされておりQ&A等にもその解釈は出ていません。当町では、ケアマネジャーによるケアマネジメントで特に必要と認められれば、事前に当町の了解を得ていただく必要なく利用可ですが、ケアプランに有効期間の半数を超えて利用が必要な理由を記載していただく必要があります。 当町では、「特に必要と認められる理由」を下記のような例を想定します。 在宅生活不可能で、施設入所待ち 施設退所者で、在宅の要望が強いが、まだ在宅できるまでに身体状況が回復していないため、例として、20日ショートステイ、10日在宅というような利用で徐々に在宅に適応していくために利用。 在宅の要望が強いが、しばらく家族が介護できる状態ではない。 「信待、家が焼失等で、緊急的な保護としてショートステイを利用、在宅生活ができるようになるまで継続的に利用。